

土浦市立土浦第六中学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定

平成29年3月24日改訂

1 基本理念

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条参考）

「いじめ」は断じて許されない行為である。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、そして、全職員がいじめを早期に発見し適切に指導できるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本方針として、次の5つをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証すると共に、関係機関や専門家等との連携・協力を図り、その解決にあたる。
- (5) 学校と家庭及び地域が協力して、いじめの防止や早期発見及び事後指導にあたる。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒指導体制

- ① 本校の教育目標の1つ「望ましい集団の育成」の実現に向けて、教師・生徒間の温かい人間関係の構築に努める。
- ② 本音で語り合える道徳の授業やすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実に努める。
- ③ 保護者並びに地域住民や組織との連携を図りつつ、生徒のいじめ防止に対する資質向上を促す自主的活動や生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう、関係機関との連携充実に図る。

(2) 教育相談体制

- ① 生徒及び保護者、並びに本校職員が、いじめに係る相談を行うことができるように、生徒指導主事を窓口として相談体制の整備を行う。
- ② 心の教室相談員、スクールカウンセラーの活用を図る。
- ③ 保護者との密接な情報交換や親身になった相談活動ができるように、電話連絡や家庭訪問等を折りに触れ行い、日頃からの関係づくりを心がける。

(3) 校内研修体制

- ① いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止等に関する研修を推進する。
- ② スクールカウンセラー等に研修の講師を依頼し、生徒理解や適切な対応について全職員の理解の深化を図る。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ① 生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できる

ように、必要な啓発活動として外部講師を招き「ケータイ・ネット安全利用教室」等を行う。

- ② 特に掲示板やSNSを通して行われるいじめについて、情報教育担当者を中心に情報収集に努め、全職員が技術的な知識を持ち指導に生かせるよう、研修の機会を設ける。

(5) 地域・家庭及び関係機関との連携

- ① 学校のいじめ防止等について、学校が家庭や地域及び関係機関と密接に連携できるように、学校だよりや生徒指導だより等を通して、折りに触れ本校の取組について情報を提供する。
- ② あらゆる教育の機会をとらえ、いじめに関する啓発活動を行う。

(5) その他

- ① 本県のいじめ防止等の対策として設置された「いじめ・体罰解消サポートセンター」について周知し、生徒及び保護者等が適宜有効活用できるようにする。
- ② 本県発行のリーフレット「いじめ問題の克服のために一学校は今、家庭や地域と力を合わせて行動するとき」等を活用すること、その他の本県や本市のいじめ防止等に対する取組について周知し、実効性のある活用を図る。

3 早期発見のための取組

(1) 調査の実施

いじめの早期発見のため、全校生徒に対する生活アンケートを年3回程度実施すると共に、配慮を要する生徒も含め、生徒指導部会を機能させて全職員の共通理解を図る。なお、アンケートについては、記名式と無記名式の両方を実施する。

(2) 教育相談の実施

いじめの早期発見のため、在籍する生徒及びその保護者並びに教職員に対する教育相談を定期的に実施する。

- | | |
|--------------|-----|
| ① 生徒対象の教育相談 | 年2回 |
| ② 保護者対象の教育相談 | 年2回 |
| ③ 教職員対象 | 随時 |

(3) その他

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒及びその保護者並びに教職員等に対し、必要に応じて臨時にアンケートや教育相談等を実施し、情報の収集及び提供に努め、いじめ防止等に向けた措置を講じる。

4 早期対応の在り方

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ対策委員会」を開き、すみやかに事実の有無の確認を行い、その結果を土浦市教育委員会に報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめられている生徒を守り保護することを第一とし、その生徒が安心して教育を受けられるよう保護者と連携を図りながら、必要に応じて、いじめを行った生徒を一定期間、個別に学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土浦市教育委員会及び土浦警察署等と連携して対処する。

5 いじめ防止等のための組織と実践

(1) 校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・家庭児童相談員と必要に

応じて、当該学級担任・スクールカウンセラー・心の教室相談員

<活 動>

- ・ アンケート調査並びに教育相談に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響と、いじめの問題に関する生徒の理解に関すること
- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめ事案への対応に関すること

<開 催>

定例会を学期に1回程度実施する。但し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<その他>

- ・ 下部組織として「生徒指導部会」を位置づける。
- ・ 生徒指導部会の構成員は、校長、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭とし、必要に応じて関係職員を加える。
- ・ 生徒指導部会は週1回程度実施し、現状や指導の状況について定期的に情報交換を行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急にいじめに関する問題が発生した場合は、適切な処置を行うと共に、校長の指示により迅速に「緊急いじめ対策委員会」を組織し、支援体制を整える。構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・PTA会長・土浦警察署・荒川沖派出所・土浦児童相談所・家庭児童相談員とし、必要に応じて、おやじの会会長・保護司・民生委員・青少年相談員・地区長等とする。

6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<組織図>

